



エー・ティ・エスが日本精蛹<5010>株式の変更報告書を提出



日本精蛹<5010>について、エー・ティ・エスが8月6日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出了。

提出理由は「本店所在地の変更」によるもの。

報告義務発生日は、2010年11月1日。